

【業態転換用（製造業）】事業再構築指針チェックリスト

更新日：2021年8月3日

事業再構築指針、事業再構築指針の手引き（1.4版）、事業再構築補助金ウェブサイト内の「よくあるご質問」を参照して作成しました。指針等は変更される可能性があります。事業再構築補助金のウェブサイトより最新の情報も必ずご確認ください。

該当要件	詳細要件 (事業再構築指針の非該当例をもとに作成)	例・補足 (事業再構築指針の手引き及びよくある質問より作成)	チェック
製造方法等の新規性要件	過去に同じ方法で製品を製造していた実績がないこと。	【例】衣料品販売店を経営する企業が、既に行っているネット販売事業を拡大する場合。	<input type="checkbox"/>
	新たな製品の製造方法に用いる主要な設備を変更すること。	【例】衣料品販売店が、従来の商品を単に既存のECサイトを用いて販売網を拡大するなど、新たな設備投資を伴わない場合。	<input type="checkbox"/>
	新たな製造方法によって提供される製品が、定量的に性能又は効能が異なること（性能や効能が定量的に計測できる場合に限る）。	【例】工場の無人化を図るためにデジタル技術を導入する計画を立てたが、従来と比べて生産性の向上が何ら見込まれない場合。	<input type="checkbox"/>
	製品の既存の製造方法により、単に製造量を増大させる場合でないこと。	【例】衣料品販売店を3店舗経営する企業が、新たに同様の販売店をもう1店舗開店する場合。	<input type="checkbox"/>
	事業実態に照らして容易に行うことが可能な製品の製造方法で、製品を提供する場合ではないこと。	【例】衣料品販売店を経営する企業が、工夫することなく単に無料宅配サービスを導入する場合。	<input type="checkbox"/>
	製造の既存の製造方法に容易な改変を加えた方法で、製品を製造する場合ではないこと。	【例】衣料品販売店を経営する企業が、既に行っているネット販売事業で既存のポイント制度を導入する場合。	<input type="checkbox"/>
	製品の既存の提供方法を単に組み合わせた方法で、製品を製造する場合ではないこと。	【例】衣料品販売店を経営する企業が、既に別々に行っているネット販売事業と店舗において行っていたサブスク事業を組み合わせ、ネット・サブスク事業とする場合。	<input type="checkbox"/>
製品の新規性要件	新分野展開・事業転換・業種転換の製品等の新規性要件と同じ。いずれかのシートを参照してください。		<input type="checkbox"/>
要件 10%以上	3～5年の事業計画期間終了後、新たに製造する製品の売上高が、総売上高の10%以上となる計画であること。	【補足】10%は申請するための最低条件。新たな製品の売上高がより大きな割合となる計画を策定することで、審査においてより高い評価を受けることができる可能性あり。	<input type="checkbox"/>

免責事項：本資料を利用したことによって生じた損害等について一切の責任を負いません。

作成：はままつ中小企業診断士事務所